

以下は、『北海道新聞（生活面）』朝刊 2014 年 7 月 8 日付に掲載された、「政府の新成長戦略に「残業代ゼロ」制度／中身や問題点 北海学園大・川村准教授に聞く」です。

## 「年収 1000 万円以上」なし崩しの恐れ

時間でなく成果で評価 ■ 経済界は対象拡大要請  
サービス残業も合法化 ■ 命守る仕組み作り必要

どれだけの時間働いたかではなく、あげた成果で賃金が決まる仕組みが導入される。政府が 6 月下旬に閣議決定した新成長戦略に盛り込んだ「ホワイトカラー・エグゼンプション」、いわゆる「残業代ゼロ」の制度だ。働き手にとって、長時間労働させられる不安が付きまとう。「年収 1 千万円以上」と限定されるが、さらに対象が広がるとの指摘もある。北海学園大の川村雅則准教授（労働経済）に新制度の中身や問題点などについて聞いた。

（佐藤一）

Q 新制度の中身は。

A 政府の説明によれば、想定されている対象は、少なくとも年収 1 千万円以上で、仕事の範囲が明らかで、高度な職業能力を持つ人です。労働基準法では働く時間を「1 日 8 時間、週 40 時間」と定め、超えた場合は残業代を支払わなければなりません。新制度ではこの規制を外して、時間ではなく成果で評価される自由な働き方を目指すのだといいます。労働時間の長さや賃金の関連性を外すことがポイントです。

Q 一般労働者にも対象が広がる可能性は。

A はじめに基準を設けても、年収が低い人に対象が拡大されるのは明らかです。国税庁の調査によれば、対象となる年収 1 千万円以上の給与所得者は全体の約 4 %ですが、現に経済界は 10%を対象にするよう求めています。安倍首相も国会で将来の年収制限引き下げに含みを残す答弁をしています。なし崩し的に対象が拡大されてきた

法律はいくつもあります。例えば、1986 年に施行された労働者派遣法。当初は、通訳など専門職に限るという触れ込みでしたが、今や原則自由化されています。今回の制度だけ例外と考えるのは無理がありません。

Q 懸念されることは。

A 成果で評価されるようになれば、成果が出るまで働き続けなければなりません。しかも「成果」の設定や実際の評価では企業側の裁量が強く働くでしょう。すでにわが国では、労働時間規制がないに等しい状態です。労使協定があれば、いくらでも時間外をさせられる。過労死が懸念されるほどの時間外で協定が締結されていても問題にはなりません。ただ、残業代は支払う必要はある。それが今回の制度では、残業の概念がそもそもなくなるので、サービス残業も合法化され、際限なく労働者を働かせることが可能となる。これがこの制度の本質です。「残業代ゼロ」もさることながら「過

労死促進」法だと考えます。

Q 議論は厚生労働大臣の諮問機関である労働政策審議会（労政審）に移っています。

A 今回の改革はだれのためのものでしょう。制度の土台を作ったのは経営者や関係閣僚がメンバーの産業競争力会議です。ここには労働者の代表は入っていないため、働く現場に目は向けられておらず、企業に都合の良い働き方改革と言えるものでした。舞台は労政審に移りました。そこには労組も参加しています。この場では具体的な年収額や職種、業種などを議論することになる予定です。政府は来年の通常国会に労働基準法の改正案を提出し、早ければ2016年度の制度導入を目指していると聞きます。

Q 議論に求めたいことは。

A この制度の議論以前に、私が求めたいのは、働き過ぎによる健康被害を防ぐ対策の議論です。過労死や精神障害が年に数百件も労災認定され、週に60時間以上働くいわゆる過労死予備軍が数百万人にも達する社会を改めるには、労働時間規制の緩和ではなく強化が必要です。これ以上働かせてはならないという労働時間の上限規制や休養確保を法律に明文化させることが絶対条件です。それがない中での、労働時間規制の緩和は論外だと思います。過労死防止法が成立した今、この理念法を実効性あるものにしていくことこそが先決です。命を削る成長戦略のどこに意味があるのか。まず必要なのは命を守る仕組み作りです。議論がそうなるよう強く求めたい。